

## 座間市公共工事低入札価格調査取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、座間市が発注する工事又は製造の請負契約で、最低制限価格を定めて入札を行わない場合における低入札価格調査について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領において、対象となる工事又は製造の請負の請負契約に係る入札は、予定価格が1億5千万円以上のものを対象とする。

### (競争参加者への周知)

第3条 入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載するとともに、入札執行の際に事前に説明する等、競争参加者への周知徹底を図るものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定の運用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者にならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

### (低入札価格調査基準)

第4条 工事又は製造に係る請負契約を締結しようとする場合において、政令第167条の10第1項に規定する相手方となった者の申込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに次条に定める価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

### (調査基準価格に係る割合の算定等)

第5条 調査基準価格を求める際の割合は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得たものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合には10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合には10分の7.5とする。なお、次に掲げる各号の用語の意義は、土木工事標準積算基準書及び公共建築工事積算基準の規定によるものとする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とすることができる。

(低入札価格調査基準価格調書の作成)

第6条 調査基準価格を定めたときは、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）

第16条に規定する予定価格表に、当該調査基準価格を記載した低入札価格調査基準価格調書（別記様式）を添付するものとする。

(入札の執行)

第7条 市長に代わって入札を執行した職員（以下「入札執行者」という。）は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者又は落札候補者の決定を保留し、後日決定する旨を入札参加者に通知して入札を終了する。

(調査の依頼)

第8条 契約主管課長は、前条の規定により入札を終了したときは、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、座間市入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）に調査を依頼しなければならない。

(低入札価格の調査)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を基準とし、必要に応じ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を関係職員に依頼して調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

(2) 契約対象工事付近の手持ち工事の状況

(3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

(5) 手持ち資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持ち機械の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) 過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況

(10) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）

(11) 建設業法違反の有無、賃金不払い状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状況

(12) 下請契約予定者名、同契約予定額

2 前項の関係職員とは、次に定める者をもって充てる。

(1) 契約主管課長及び係長

(2) 工事執行担当課長及び係長

(3) 委員会が特に必要と認めた者

(調査結果の対応)

第10条 委員会は、前条で定める調査の結果に基づき契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かについて決定を行ったときは、市長に報告するものとする。

(入札執行者への指示)

第11条 契約主管課長は、前条の決定を受けたときは、当該決定の内容が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める措置を入札執行者に指示するものとする。

(1) 調査の結果、適合した履行がされると認められた場合

委員会において、最低価格入札者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を知らせるものとする。

(2) 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた場合

ア 委員会において、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められたときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条から第10条までの手続きによるものとする。

イ アによる決定がされたときは、直ちに最低価格入札者に対しては、落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

2 入札執行者は、前各号に規定する措置を行ったときは、遅滞なく入札経過調書にその旨を記載するものとする。

(決定後の措置)

第12条 契約主管課長は、落札者を決定したときは、工事執行担当課長に通知し、監督体

制の強化を促すものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第1号の規定及び別記様式（第6条関係）は、平成29年6月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定及び別記様式（第6条関係）は、令和元年5月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

# 低入札価格調査基準価格調書

年 月 日

件名	
⑫又は⑫' 調査基準価格	
⑬又は⑬' 入札書比較調査基準価格	

印

## 計 算 式

- ① 予定価格 円
  - ② 入札書比較価格 円
  - ③ 設計金額（税込み） 円
  - ④ 工事価格（税抜き） 円
  - ⑤ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 円 [ 円×0.97 ]
  - ⑥ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 円 [ 円×0.9 ]
  - ⑦ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額 円 [ 円×0.9 ]
  - ⑧ 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額 円 [ 円×0.55 ]
  - ⑨ 調査基準価格の基礎になる金額 円 [ (⑤+⑥+⑦+⑧) × 1.1 ]
  - ⑩ 調査基準割合 % [ ⑨÷①×100 ]
  - ⑪ 適用する調査基準の割合 %
- ただし ⑩ > 10分の9.2の場合は10分の9.2 とする。
- ⑩ < 10分の7.5の場合は10分の7.5
- ⑫ 調査基準価格 円 [ ①×⑩ ]
  - ⑬ 入札書比較調査基準価格 円 [ ⑫×110分の100 ]
  - ⑭ 適用する調査基準価格 円 [ ⑬×1.1 ]
- 上記にかかわらず特別な場合
- ⑪' 調査基準割合 %
  - ⑫' 調査基準価格 円 [ ①×⑪' ]
  - ⑬' 入札書比較調査基準価格 円 [ ⑫' × 110分の100 ]
  - ⑭' 適用する調査基準価格 円 [ ⑬' × 1.1 ]